

令和4年度 京都市中小事業者 省エネモデル実施事業 業務委託 募集要領

京都市においては、令和2年12月に「2050京からCO2ゼロ条例（京都市地球温暖化対策条例）」を改正し、令和3年3月には「京都市地球温暖化対策計画〈2021-2030〉」を策定するなど、「2030年温室効果ガス排出量40%以上削減」の達成に向けた、今後10年間の施策・取組が進められているところです。

本件は、京都市内の事業活動により排出される温室効果ガスの更なる削減を目指し、事業所における、業種ごとに効果的な省エネ対策（設備改修等）に関するモデルを構築し、事業者団体等内にて普及拡大を行う受託候補者を募集するものです。

○申請受付期間

令和4年4月25日（月）～7月8日（金）

（受付時間：上記期間中の午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日祝を除く。））



京都知恵産業
創造の森

1 問合せ先、申請書類等の提出先

組 織 名	(一社) 京都知恵産業創造の森
所 在 地	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター3階
連 絡 先	TEL (075) 353-2303 FAX (075) 353-2304 メール smart@chiemori.jp

2 委託業務名

京都市中小事業者省エネモデル実施事業

3 委託業務内容

別紙仕様書のとおり

【主な概要（仕様書からの抜粋）】

- (1) 省エネに繋がるモデル構築に向けた運営・診断・実証等
 - ・ 受託者は、既に事業活動を営んでいる自社の既築工場、事業場、店舗等（以下、「事業所」という。）の中から、省エネに繋がるモデル（省エネ診断、機器改修、運営改善等を行うモデル（以下、「省エネモデル」という。))の構築に適切と思われる京都市内の事業所を1つ選定する。
 - ・ 選定した事業所において、専門家による省エネ診断を受診する。
 - ・ 診断結果を参考に、専門家とともに省エネ化に有用な措置を検討し、その効果について評価する。
 - ・ 可能な限り、その効果について実証（機器改修、運営改善等）する。
 - ・ 上記を踏まえ、実施した内容・結果・効果等を資料として取りまとめ、省エネモデルを構築する。
- (2) 省エネモデル普及拡大の実施
 - ・ 作成した省エネモデルの普及拡大に向けた活動を行う（具体的には、セミナー（オンライン含む）等を開催する）。
 - ・ 普及拡大に向けては当法人等の要請に協力する。
- (3) その他、本業務に付随する業務
 - ・ 上記（1）で選定した京都市内の事業所においては、令和7年度までの間、2050京からCO2ゼロ条例（京都市地球温暖化対策条例）第45～47条に規定する「エネルギー消費量等報告書」を京都市に提出する。

4 業務委託期間

契約日から令和5年3月10日（金）まで

5 委託金額の上限

1, 000千円（消費税等相当額を含む上限額）

※ 最終的な契約金額は、予算の範囲内で、当法人と調整したうえで決定するものとし、提案金額の全額が契約金額になるとは限らない。

6 応募資格要件

受託候補者は、以下の（１）、（２）及び（３）の条件を全て満たしている者

（１）京都市内において、既に事業活動を営んでいる既築の工場、事業場、店舗等（以下、「事業所」という。）を有する以下の中小企業者等。

ア 中小企業者

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者

（ア） 次の会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 ^{※1} (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 ^{※1} (常時使用する従業員数 ^{※2})
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

（イ） ゴム製品製造業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業は、次のとおりです。

業種分類	中小企業者の要件（aかbのいずれかに該当）	
	資本金基準（a）	従業員基準（b）
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※1 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※2 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

※3 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている企業
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業を営む者

（ウ） 企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、商店街振興組合その他特別の法律により設立された組合及びその連合会であって中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令201号）で定める法人格を有する団体も含みます。

イ 医療法人

常時使用する従業員の数が300人以下のもの

ウ 社会福祉法人

常時使用する従業員の数が100人以下のもの

エ 上記ア～ウのほか、当法人理事長が、相当と認める事業者（学校法人等）

常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人 など

(2) 以下のア～キに該当しない者

- ア 過去に「京都市中小事業者省エネモデル普及拡大事業」を受託したことがある団体等の所属中小企業者等。
- イ 京都市地球温暖化対策条例に基づく「特定事業者」に該当する中小企業者等（同条例に基づく「準特定事業者」を除く）。
- ウ 既に納期が到達している国税及び地方税の未納滞納者。
- エ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕もしくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者。
- オ 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする中小企業者等。
- キ 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、コンプライアンス違反等の疑義があり受託者としてふさわしくないと当法人等が考える者。

(3) 以下のア、イのいずれかに該当する者

- ア 次に掲げるいずれかの組合・法人及び団体等のうち、京都市内に事業所を有する10以上の者に対して、セミナー（オンライン含む）等にて省エネモデルの普及拡大ができる者。

組 合	<ul style="list-style-type: none">① 中小企業団体の組織に関する法律に規定する事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合（連合会を含む。）② 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定に基づく生活衛生協同組合（連合会を含む。）③ 酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定に基づく酒造組合（連合会を含む。）④ その他、①から③までの団体に準じるものであって、定款、会則等において、共通の利益を増進するために設立したことが明らかである法人及び団体
企 業 等	<ul style="list-style-type: none">⑤ 下記に記載する中小企業者、法人等で構成され、定款、会則等において、共通の利益を増進するために設立したことが明らかである法人及び団体<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（※p36応募資格要件を参照）・ 医療法人（常時使用する従業員の数が300人以下）・ 社会福祉法人（常時使用する従業員の数が100人以下）・ その他、当法人理事長が、適当と認める事業者（常時使用する従業員の数が100人以下の学校法人等）

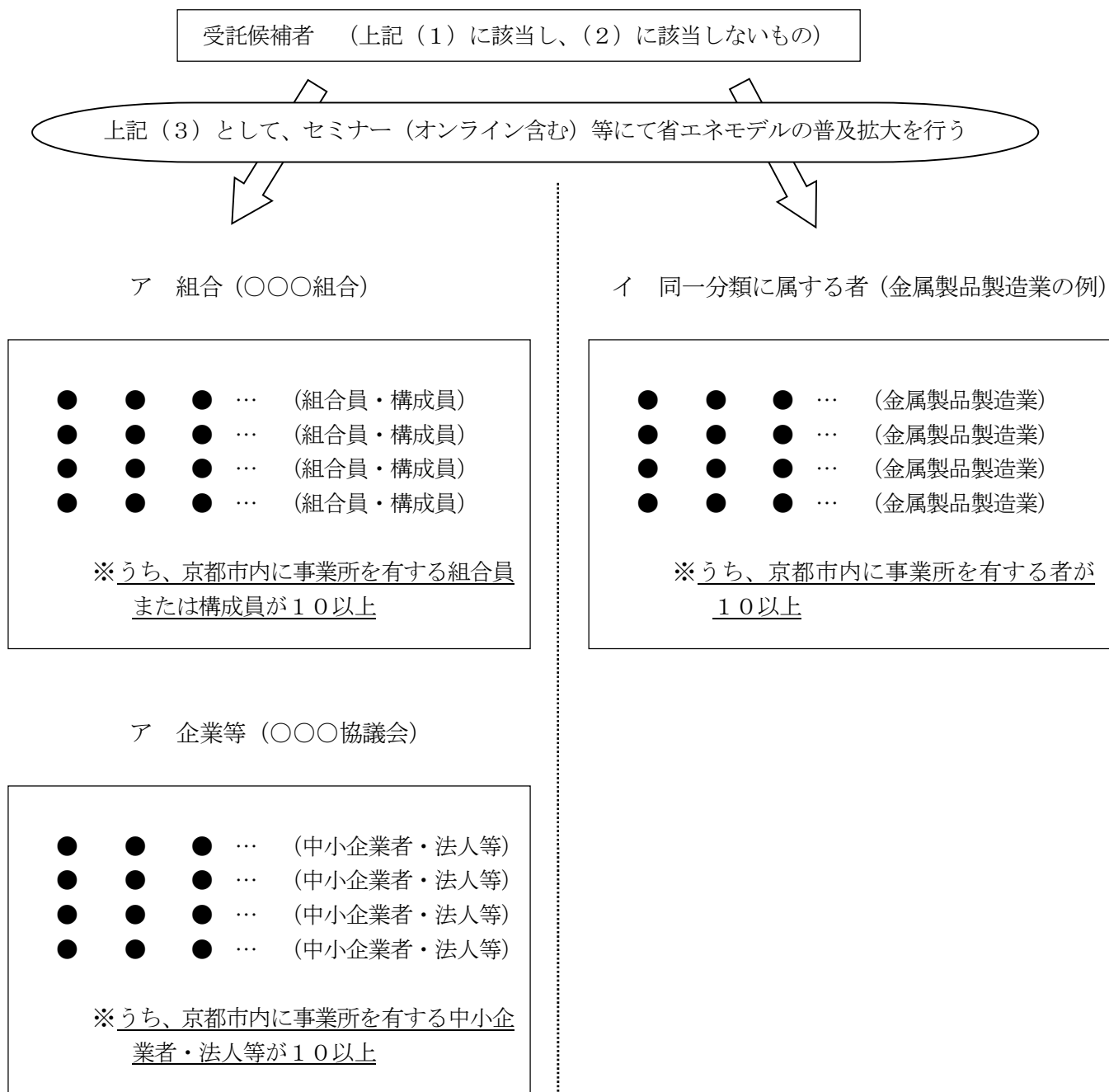
- イ 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の中分類における同一分類に属する者のうち、京都市内に事業所を有する10以上の者に対して、セミナー（オンライン含む）等にて省エネモデルの普及拡大ができる者。

（詳細）日本標準産業分類

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

【応募資格要件（3）のイメージ図】

受託候補者は、下記ア又はイに対して、セミナー（オンライン含む）等にて省エネモデルの普及拡大を行うこと。



7 経費の計上

(1) 経費の区分

事業の対象とする経費は、受託候補者が事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費の区分	内 容
計測・診断費 (無料)	省エネモデルの構築及び検証に係る事業所で消費しているエネルギーの計測・診断に要する経費 (当法人からエネルギーの専門家を派遣するため無料)
設 計 費	省エネモデルの実証(機器改修等)に係る設計に要する経費
工 事 費	省エネモデルの実証に係る据付工事等に要する経費 (基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)
会 場 費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等の開催に係る費用
謝 金・旅 費	省エネモデルの普及拡大に係る、セミナー等に出席する講師に係る費用
諸 経 費	周知広報等に係る印刷費、通信・運搬費、役務費、資料購入費
機 器 費 (上限：1/3)	省エネモデルの実証に必要な機器(LED照明器具、高効率空調機、制御ソフトウェア改修等)の購入に要する経費

- ※ 省エネモデルとは、省エネに繋がるモデル(省エネ診断、機器改修、運営改善等)の事です。
- ※ 省エネモデルの実証は、事業の用に供する建築物及び付随する建築設備等を原則とします。
なお実証する際は、可能な限り、京都市内の施工者(京都市内に事業所(本店、支店及び営業所等)を有する法人又は京都市内の個人事業者)と工事請負契約を締結して実施すること。
- ※ 機器費については、機器の購入に要する経費の1/3を上限として計上できるものとします。
- ※ 公租公課、各種保険料は対象外経費とします。
- ※ 経費は、京都市内の事業所に対して実施する内容及び京都市内で実施される省エネモデル普及拡大に向けた活動など、京都市内での内容に限る(例えば、大阪で実施するセミナー等は対象外)。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ア 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(机、椅子、書棚等の什器、事務機器等)
- イ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ウ その他事業に関係のない経費

8 スケジュール(予定)

- 令和4年4月25日 公募開始
- 令和4年7月 8日 必要書類提出締め切り
- 令和4年7月下旬頃 書面審査・選定審査結果通知

9 応募方法

(1) 提出書類

- ア 応募申請書（様式1） 1部
- イ 提案書（様式2） 1部
- ウ 会社概要（概要、活動内容、活動実績などが分かる資料） 7部
- エ その他必要な書類 1部ずつ
（登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）、納税証明書（国税及び地方税[※]いずれもコピー不可・申請日前3箇月以内に発行のもの）、誓約書（様式3））
※ 国税は、納税証明書「その3の3」を提出
地方税は、法人市民税及び固定資産税の未納がないことの証明書を提出
- オ 見積書（消費税は内書きで記載・様式4） 1部

(2) 受付期間

令和4年4月25日（月）から同年7月8日（金）までの午前9時～正午、午後1時～午後5時（土日祝を除く）とする。

(3) 提出方法等

持参又は郵送により提出すること。

ただし、提出期限は、持参の場合、令和4年7月8日（金）午後5時までとし、郵送の場合、当日の消印有効とする。

(4) その他

- ア 提出書類は理由のいかんに関わらず返却しない。
- イ 書類提出後の差し替えは認めません（当法人が補正を求める場合は除く）。
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、本件募集への参加資格を失うものとします。
- エ 1受託候補者につき1申請とします。

10 審査方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とします。
- (2) 提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とします。
- (3) 事業者選定にあたっては、企画提案書等の応募書類を元に総合的に審査して、当法人において決定します。
- (4) 結果については、採否に関わらず、応募提案者全員にメール又は書面で連絡いたします。
なお、審査内容に係る質問には回答できませんので、ご了承願います。
- (5) 選定結果については、選定した受託候補者の住所又は所在地、商号又は名称及び代表者氏名並びに契約予定金額などを含めて、当法人のホームページで公表する場合があります。

11 契約手続き

一般社団法人京都知恵産業創造の森は、選定した事業者と契約手続きのための協議を行います。その際に、実施内容について、提案内容の一部修正を依頼する場合があります。

12 注意事項

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 失格となる応募申請書及び提案書
応募申請書及び提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。
 - ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - イ 提出された提案書は、受託候補者の選定以外には、応募者に無断で使用しない。
ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
 - ウ 提出された書類は、受託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て当法人に帰属するものとする。